

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

平成21年12月8日火曜日 第2124号

**告** 示 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(7件)......1068 土地改良事業の工事の完了......1071 肥料の登録の失効......1072

次 ◇

道路の区域変更(県道野村柳谷線)	.1072
道路の供用開始(県道野村柳谷線)	.1072
道路の供用開始(県道野村柳谷線)	.1072
道路の供用開始(一般国道 441 号)	.1072
道路の供用開始(一般国道 441 号)	.1073

告 示

#### ○愛媛県告示第1502号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の 名称	大規模小売店舗の 所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
		大規模小売店舗の名 称	(仮称)ヤマダ電機テッ クランド今治店	ヤマダ電機テックランド 今治店	平成17年 3月11日	
ヤマダ電機テックラ ンド今治店	今治市東鳥生町四丁 目1650番 3 外	大規模小売店舗を設 置する者の住所	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダ電機	平成20年	平成21年 11月27日
		大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の住所	群馬県前橋市日吉町四丁 目40番地の11	群馬県高崎市栄町 1番1号	7月1日	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支 局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

# (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1503号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の 名称	大規模小売店舗の 所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
ヤマダ電機テックラ	新居浜市郷一丁目355	大規模小売店舗を設 新居浜市郷一丁目355		株式会社ヤマダ電機	平成20年 7月1日	平成21年
ンド新居浜店	番地1外	大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の住所	群馬県前橋市日吉町四丁 目40番地の11	群馬県高崎市栄町1番1   号 	7月1日	11月27日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第1504号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の 名称	大規模小売店舗の 所在地	変更した事項	変 更 前	変更後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
ヤマダ電機テックラ 西条	大規模小売店舗を設置する者の住所		株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1	平成20年	平成21年
ンド西条店	1外	大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の住所	群馬県削橋市ロ吉町四丁 目40番地の11	群岛综高崎巾木町(省) 号	7月1日	11月27日

# 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1505号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の 名称	大規模小売店舗の 所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
ヤマダ電機テックラ	ヤマダ電機テックラ 西予市宇和町上松葉		株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1	平成20年	平成21年
ンド西予店	326外 9 筆	大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の住所	辞為宗削橋中日吉町四丁 目40番地の11	群岛宗高崎巾木町   金     号 	7月1日	11月27日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜 支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第1506号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の 名称	大規模小売店舗の 所在地	変更した事項	変更前	変更後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
ヤマダ電機テックラ	ヤマダ電機テックラ 宇和島市祝森1619番		株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダ電機	平成20年 7月1日	平成21年
ンド宇和島店	1外	大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の住所	群馬県前橋市日吉町四丁 目40番地の11	群馬県高崎市栄町1番1 号	7月1日	平成21年 11月27日

# 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第1507号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。 平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の 名称	大規模小売店舗の 所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
ヤマダ電機テックラ ンド大洲店	大洲市徳森字宮方319 - 1 外	大規模小売店舗を設 置する者の住所	オリックス・アルファ株 式会社 東京都港区芝三丁目22番 8号	オリックス・アルファ株 式会社 東京都中央区日本橋小舟 町12番15号	平成21年 8月30日	平成21年 11月27日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜 支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第1508号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の 名称	大規模小売店舗の 所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届出年月日
ヤマダ電機テックラ		大規模小売店舗の名 称	ヤマダ電機テックランド 松山 2 号店	ヤマダ電機テックランド New松山問屋町本店	平成21年 11月 6 日	
ンドNew松山問屋 町本店	松山市問屋町240番 1号 外	大規模小売店舗を設 置する者の住所	オリックス・アルファ株 式会社 東京都港区芝三丁目22番 8号	オリックス・アルファ株 式会社 東京都中央区日本橋小舟 町12番15号	平成21年 8月30日	平成21年 11月27日

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1509号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	伊予山海地区	平成21年11月12日

# ○愛媛県告示第1510号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

失効年 月日	登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成21 年10月 24日	愛媛県 第1241 号	魚廃物 加工肥 料	明浜漁 協魚廃 物加工 肥料	室素全量 7.0% リん酸全量 1.5% 加里全量 1.0%	明浜漁業協同 組合 西予市明浜町 狩浜 1 - 215

# ○愛媛県告示第1511号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	m7 + 1 + 4 m < > / ch	西予市野村町予子林7518番10地先から 同町予子林7604番2まで			メートル 6 8~13 2	キロメートル 0.045	
県 道	野村柳谷線	西予市野村町予子林7610番2から 同町予子林7604番2まで		新	11 .7 ~ 17 .6	0 .042	

#### ○愛媛県告示第1512号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用 開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町予子						平成21年12月8日

## ○愛媛県告示第1513号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	野村柳谷線	西予市野村町引	平成21年12月8日						

# ○愛媛県告示第1514号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日	
一般国道		441号			西予市野村町野村11号76番5から 同町野村11号18番5まで							

# ○愛媛県告示第1515号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		441号		西予市野村町野 同町野村14号1!	平成21年12月8日						

平成21年12月8日 発行 1073